

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

労働保険年度更新の手続きについて

- 労働保険年度更新手続きは7月10日(水)までに -
- 令和6年度の労働保険年度更新手続きは、
6月3日(月)~7月10日(水)までです。
- 今年度も会場を設営しての収集は行わないこととなりました。
- 郵送による申告又は電子申請により、期限内のご提出をお願いいたします。年度更新申告書は5月末頃に送付予定です。

安全衛生推進者等を選任していますか

災害とは一見無縁のような第3次産業でも休業を伴う災害が多く発生しています。例えば、脚立や踏み台を用いて作業する時に発生していますが、用具自体はポピュラーで危険が潜んでいるように感じにくいようですが、それぞれ使う際にちょっとしたポイントがあります。

このポイントに気を付けて使うだけでも災害は減ると思いますが、働く方一人一人が個別にその情報を入手することは難しいと思います。

そこで、タイトルにしました安全衛生推進者等を事業場で選任して、その方に事業場の安全衛生に関する業務を担当していただくこととされています。

この方から、事業場で使用される用具や設備等の使用時のポイントの説明やその他の安全衛生教育を定期的に行うことで、働く方一人一人の安全衛生意識も高まり、災害が起きにくい事業場となります。

安全衛生推進者等は一定の知識が必要となりますので、選任される際は、養成講習を行っている団体での受講をお願いします。

管内の労働災害発生状況(確定値)

	令和3年	令和4年	令和5年
全産業	97(143)【2】	99(381)	102(114)【1】
製造業	7	6	8
建設業	17	22(26)	26
運輸交通業	5	3	1
商業	16(17)	12(49)	8(11)【1】
保健衛生業	21(66)	19(57)	24(33)
接客娯楽業	5	5	5

()は、新型コロナ罹患者を含めた人数。【 】は、死亡者数。

労基署
だより

第183号
R6.5.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

「労災かくしは犯罪です。」
職場で労働者が労働災害により休業した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」の提出が必要ですが、また、労働災害に健康保険は使えません。もし、休業を伴う労働災害が発生した場合、労災隠しと疑われることのないよう、速やかな報告等をお願いします。

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **897** 円
(R5.10.6~)

パートタイマーさんにも退職金を!
中退共の退職金制度は、短時間労働者の方のための特例掛金月額も用意されています。国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。
【お問い合わせ先】
鹿児島労働局 労働年金課
〒903-6907 1234